

国土利用計画法施行規則第20条第1項に規定する届出書の様式を定める規則 の一部を改正する規則の概要

千葉県国土整備部用地課

1 改正概要

国土利用計画法施行規則第20条第1項に規定する届出書の様式を定める規則（令和7年千葉県規則第67号。以下「規則」という。）は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第23条の規定による土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出の様式（以下「届出様式」という。）を定めています。

令和8年2月2日に国土交通省により国土利用計画法施行規則（昭和49年総理府令第72号。以下「省令」という。）の改正が行われ、届出事項が新たに追加され、同年4月1日から施行されることとなりました。

つきましては、その省令の改正に対応するため、次のとおり規則の改正を行いました。

2 改正内容

届出様式に次の項目を追加する。

- ①法人の代表者の国籍等
- ②法人において、同一の国籍等を有する者がその役員の過半数を占める場合
当該国籍等
- ③法人において、同一の国籍等を有する者がその議決権の過半数を占める場合
当該国籍等
- ④会社法人等番号

3 施行日

令和8年4月1日